令和4年第6回壬生町議会定例会 閉会中の継続調査報告書 (総務常任委員会)

閉会中の継続審査委員長報告総務常任委員会

令和4年第5回壬生町議会定例会において、閉会中の継続審査といたしました、所管における「防災行政無線」について、総務常任委員会では令和4年11月11日、委員5名出席のもと調査をしました経過と結果をご報告申し上げます。

初めに執行部総務課消防防災係より防災無線について説明を受け、その後、各委員より質疑応答が行われました。

委員から「防災無線の設置は町の責務なのか、努力義務なのか。」との質問に対し、

「町として安心安全な町民の生命、財産を守るという意味での責務があります。個別の細かい規則は別にして、あくまで町がやるべき行政上の責務と考えています。」との説明を受けました。

また、委員からの「これまでの災害発生の率や内容、深刻さからランニングコストを考え、最小限の30基としたのか。」との質問に対し、

「当初計画で30基という形でシミュレーションし、町の方の計画の中で30基がベストなのか、50基がベストなのか色々考え方があるが今の段階では増やすという意向はありません。」との説明を受けました。

また、委員からの「防災無線の放送内容に関して緊張感や傾聴の意思がかなり 薄れていると感じますが、此の所を今後、改善する考えは。」との質問に対し、

「災害または命に関るもの以外できるだけ緊急性、危険性がない放送に関しては使用しない方向の指示をしています。また、災害時に無線機が通常動く確認のための意味での放送を毎日 18 時に流しています。」との説明を受けました。

また、委員からの「防災無線が聞こえないという町民からの問い合わせは、年間どのくらいの件数があるのか。」との質問に対し、

「聞こえるが何を言っているのか分からないという問い合わせは、年に数件いただいている状況です。」との説明を受けました。

また、委員からの「防災行政無線やエリアメールなどいろいろなシステムがあって、実際洪水が起きた時の、消防団の対応や、外部の対応、部内の職員等への体制作りはあるのか。」との質問に対し、

「災害対策本部を設置し、その中で中心になるのが総務課消防防災係という形で、この無線の活用という形になりますと、どうしても総務課職員でもほかの職員でも難しいので、係員4名体制で無線等の対応を行っています。無線に関しては4名の内1名が責任を持って対応します。また、避難所マニュアル、防災計画の中で各課に於いて役割分担をし、訓練は2年に1回、現在はコロナのため出来ていませんが、図上訓練なども行っていますので、万全の態勢を取りたいと考えています。」との説明を受けました。

また、委員からの「今後防災メールに力を入れていくという町の方針ですが、 推進するのに、広報みぶ等に掲載はあるのですが、見ている方は登録しますが、 見ていない方のためにメール登録の工夫を推進していただきたいと思います。 また、回線、携帯電話会社の不具合があると届かないと思うのですが、防災無線 のスピーカーは、メール回線を使わずに放送できるという事でいいのか。」との 質問に対し、

「独自の無線、システムになっています。」との説明を受けました。

また、委員からの「防災無線の聞き直しで確認をしても何も出てこないと住民が不安になってしまうのではないのか、そこのところの対策はあるのか。」との質問に対し、

「不安に思う住民もいらっしゃると思いますので、早急に町、課、係内で対策を講じていきたい。」との説明を受けました。

以上、総務常任委員会の閉会中の継続審査結果報告とさせていただきます。

令和4年11月30日

総務常任委員会委員長 赤羽根信行